平成 25 年 6 月 28 日

各　位

〔会社名〕　極東貿易株式会社
〔代表者名〕　代表取締役社長　三戸　純一
（コード番号８０９３・東証第１部）
〔問合せ先〕　執行役員
管理企画グループ長　苫米地　信輝
（TEL. 03－3244－3592）

米国現地法人における損害賠償請求訴訟の終結に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 9 日に公表いたしました「米国現地法人における和解による損害賠償請求訴訟の解決およびそれに伴う特別損失計上に関するお知らせ」にて、当社米国現地法人 KBK Inc が、米国照明機器製造会社によって提起された裁判に和解金を支払うことで和解を成立し、その後、平成 25 年 2 月 1 日に公表いたしました「米国における訴訟の和解に伴う特別利益発生に関するお知らせ」にて、上記訴訟に関連した裁判を米国法人に提起し、和解金を受け取ることによって和解を成立したことを、それぞれご説明申し上げておりました。

また、平成 24 年 4 月に、KBK Inc は当該訴訟に関連して、無電極ランプ製造会社である中国 Shanghai Hongyuan Lighting and Electric Equipment Co., Ltd.（以下 Shanghai Hongyuan）に対して損害賠償請求訴訟を米国で提起していることも、上記平成 24 年 5 月 9 日に併せて公表しておりましたが、このほど、6 月 20 日付にて米国カリフォルニア州において、Shanghai Hongyuan に対して KBK Inc に 5,626,779.41 米ドルの損害賠償金を支払う旨の判決（Default Judgement＝懈怠判決）が下されました。

但し、当該裁判には当事者である Shanghai Hongyuan は裁判途中から代理人の出席を拒み、その結果として事実上欠席裁判となった経緯があり、上記判決は KBK Inc の要求がほぼ全面的に認められた判決となりました。

米国における裁判の判決効力は直接中国には及ばないため、Shanghai Hongyuan の米国資産の強制執行は可能であるものの、同社から損害賠償金を得ることは現状では困難な状況となっております。

つきましては、上記理由を勘案し、KBK Inc においては会計上の債権としての計上は当面行なわず、将来的に損害賠償金を得ることが確実となった段階で債権として認識する予定となっております。

なお、本訴訟につきましては、当該判決をもって、米国連邦地方裁判所（カリフォルニア州中部地区管轄）の手続は終結致しました。

以　上